

交通事故の援護制度

交通事故被害世帯の皆さんに次のような援護制度がありますので、ご利用ください。

【交通遺児等育成資金貸付（無利子）】

□対象

自動車（バイク含む）事故により保護者の方が亡くなられたり、重い後遺障害を残すこととなったご家庭のお子様で、0歳から中学卒業まで。

□貸付金額

一人につき最初一時金15万5千円、以後月額2万円又は1万円（選択制）、小・中学校入学時に入学支度金4万4千円。

□返還方法

貸付終了後、原則として20年以内の月々均等払いにより返還。

□その他

高校、大学等に在学中は変換猶予が可能です。

【重度後遺障害者介護料支給】

□対象

自動車（バイク含む）事故により、脳、脊髄、または胸腹部臓器に損傷を受け、常時または随時の介護を必要とする方で一定の要件に該当する方（自損・他損は問いません）。

□支給額

月額29,290円～136,880円の範囲で、障害の程度や介護費用の支出に応じて支給

※「短期入院」費用も別途支給。

□注意

介護保険サービス、労災の介護給付等との併用はできません。

◎問い合わせ先

独立行政法人 自動車事故対策機構 旭川支所

☎0166-40-0111

冬期間の踏切事故防止のために

○ 踏切に近づいたら路面状況に応じ、確実に一旦停止できるスピードに落としましょう。

○ もし、通過中に遮断ポールが下がったら、遮断ポールを自動車等で押し出して脱出してください。ポールは、斜めに上がります。

○ もし、踏切の中で立ち往生したら、慌てずにもまず列車を止めてください。

☆ 非常ボタンがあるときは、警報機がなくなるともすぐにボタンを押してください。

☆ 非常ボタンがないときは、自動車に備え付けの発煙筒や赤旗などで列車に合図してください。

☆ 警報機が鳴り始めてから約30秒後に列車が来ます。

◎問い合わせ先

環境生活部くらし安全局道民生活課

☎ 011-204-5219（直通）

FAX 011-232-4820

やめましょう みんなが困る 迷惑駐車

違法・迷惑駐車は、次のような危険や障害の原因になります。

○ 道路を狭くして通行の妨害になります。

違法駐車があるために交通渋滞を引き起こし、スムーズな車両走行ができなくなることがあります。また、歩道上駐車は歩行者の歩行を妨げます。

○ 交差点付近での事故の原因となります。

交差点付近の違法駐車車両は、通行する車両や歩行者の見通しを妨げ、交差点事故の原因となります。

○ 緊急車両の活動を妨げます。

狭い道路に違法駐車があるときは、他の車両が通行不能となります。特に、消防車や救急車などの緊急車両の活動を妨げ、人命救助に重大な影響を与えます。

○ 歩行者事故などの原因になります。

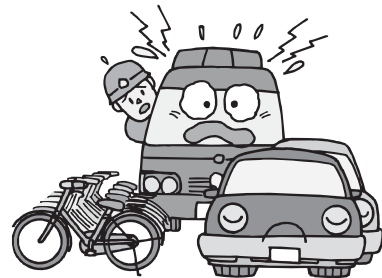
住宅街での違法駐車は、駐車車両の直前や直後から幼児、児童の飛び出しによる事故や夜間には走行車両が駐車車両に気付かず衝突するなど、交通事故の原因にもなります。

○ 除排雪作業などの障害となります。

違法駐車が除雪車の進行や除排雪作業の妨げとなり、住民に迷惑をかけ、生活にも重大な影響を与えます。

◎問い合わせ先

留萌警察署 ☎0164-42-0110



青年交流事業に参加しませんか

内閣府では、日本と世界各国の青年との交流を通して、相互理解と友好を深め、広い国際的視野とリーダーシップを身に付けた次代を担うにふさわしい青年を育成するため、青年国際交流事業を実施しています。

日本代表青年として各国の選抜された青年と研修・交流を行い、自分を成長させてみませんか。

現在、平成29年度に実施する国際青年育成交流事業／日本・韓国青年親善交流事業／「東南アジア青年の船」事業／次世代グローバルリーダー事業「シップ・フォー・ワールド・ユース・リーダーズ」／地域課題対応人材育成事業「地域コアリーダープログラム」の参加青年を募集しています。

詳細については、内閣府青年国際交流担当室（TEL 03-6257-1434、<http://www.cao.go.jp/koryu/>）または北海道総合政策部国際局国際課（TEL 011-204-5091）まで。